

障害福祉サービス利用単位と加算

【居宅介護利用料】

平成30年4月1日現在

居宅介護	利用時間	利用単位	特定事業所加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	地域区分
居宅における 身体介護 通院介助 (身体介護伴う)	30分未満	248単位	1ヶ月の利用合計単位の10%が加算されます。	1ヶ月の利用合計単位の30.3%が加算されます。	周南市は1単位=10.18円で計算されます。
	30分以上1時間未満	392単位			
	1時間以上1時間30分未満	570単位			
	1時間30分以上2時間未満	651単位			
	2時間以上2時間30分未満	732単位			
	2時間30分以上3時間未満	813単位			
	以降30分増すごとに81単位追加				
家事援助	30分未満	102単位			
	30分以上45分未満	148単位			
	45分以上1時間未満	191単位			
	1時間以上1時間15分未満	231単位			
	1時間15分以上1時間30分未満	267単位			
	以降15分増すごとに34単位追加				
通院介助 (身体介護伴わない)	30分未満	102単位			
	30分以上1時間未満	191単位			
	1時間以上1時間30分未満	267単位			
	以降30分増すごとに68単位追加				
通院介助 (身体介護伴う)	30分未満	248単位			
	30分以上1時間未満	392単位			
	1時間以上1時間30分未満	570単位			
	以降30分増すごとに81単位追加				
[その他の加算]					
* 初回加算		200単位/月			
* 特別地域加算		1ヶ月の利用合計単位の15%が加算されます (対象地域:【旧徳山市】大津島、【旧鹿野町全域】鹿野町・須金村・串村)			
* 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		150単位/回			
* 福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)		564単位/回			

* 基本料金に対して早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

【重度訪問介護事業利用料】

平成30年4月1日現在

利用時間	利用単位	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	地域区分
1 時間未満	184 単位	1 ヶ月の利用合計単位の 19.2%が加算されます。	周南市は 1 単位=10.18 円で 計算します。
1 時間以上1時間 30 分未満	274 単位		
1 時間 30 分以上 2 時間未満	365 単位		
2 時間以上 2 時間 30 分未満	456 単位		
2 時間 30 分以上 3 時間未満	548 単位		
3 時間以上 3 時間 30 分未満	638 単位		
3 時間 30 分以上 4 時間未満	730 単位		
4 時間以上 8 時間未満	815 単位に 30 分増すごとに 85 単位を加算		
8 時間以上 12 時間未満	1,495 単位に 30 分増すごとに 85 単位を加算		
12 時間以上 16 時間未満	2,170 単位に 30 分増すごとに 80 単位を加算		
16 時間以上 20 時間未満	2,816 単位に 30 分増すごとに 86 単位を加算		
20 時間以上 24 時間未満	3,498 単位に 30 分増すごとに 80 単位を加算		
[その他の加算]			
* 初回加算		200 単位/月	
* 特別地域加算		1 ヶ月の利用合計単位の 15%が加算されます (対象地域:【旧徳山市】大津島、【旧鹿野町全域】鹿野町・須金村・串村)	
* 利用者負担上限額管理加算(月 1 回を限度)		150 単位/回	
* 行動障害支援連携加算(30 日の間、1 回を限度)		584 単位/回	

* 基本料金に対して早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。

